

建設工事入札参加者 各位

新潟市水道局  
総務部 技術管理室

新潟市水道局建設工事総合評価方式試行要領及び新潟市水道局建設工事総合評価方式試行要領の総合評価点算定基準の改正について（お知らせ）

標記について、水道局が行う建設工事の一般競争入札において、契約の内容に適合した履行がなされない恐れがないか、又は公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがないかを調査する低入札価格調査制度の導入に伴い、下記のとおり改正いたします。

## 記

### 1 改正内容

#### （1）新潟市水道局建設工事総合評価方式試行要領

##### 1）総合評価の方法及び落札候補者の決定（第 14 条第 3 項）

落札候補者となった者の入札価格が新潟市水道局低入札価格調査実施要領第 3 条に該当する場合、低入札価格調査を行う。

#### ■低入札価格調査を行う場合の基準となる価格（調査基準価格）

予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額  $\times 110 / 100$ （10 万円未満切り上げ）

- ア 直接工事費の額  $\times 9.7 / 10$
- イ 共通仮設費の額  $\times 9.0 / 10$
- ウ 現場管理費の額  $\times 9.0 / 10$
- エ 一般管理費等の額  $\times 6.8 / 10$

※ただし、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額

- （予定価格  $\times 9.3 / 10$  を超える場合） 予定価格  $\times 9.3 / 10$
- （予定価格  $\times 7.5 / 10$  に満たない場合） 予定価格  $\times 7.5 / 10$

#### ■失格基準

低入札価格調査において、入札時に提出した工事費内訳書が次のいずれかの基準を満たさない場合、失格となります。

- ア 直接工事費が、本局の設計額  $\times 9.5 / 10$  以上
- イ 共通仮設費が、本局の設計額  $\times 9.0 / 10$  以上
- ウ 現場管理費が、本局の設計額  $\times 8.0 / 10$  以上
- エ 一般管理費等が、本局の設計額  $\times 4.0 / 10$  以上

## (2) 新潟市水道局建設工事総合評価方式試行要領の総合評価点算定基準

### 1) 配点基準価格 (第3項第2号)

配点基準価格について、「配点基準価格とは、入札参加者が入札した価格の内、制限内（予定価格以下で、新潟市水道局低入札価格調査実施要領第3条に規定する調査基準価格以上）の最低入札価格をいう。ただし、該当する最低入札価格がない場合は、調査基準価格をいう。」に改める。

#### ■配点基準価格

入札した価格の内、制限内（予定価格以下、調査基準価格以上）の最低入札価格

(改正前)

入札参加者が入札した価格の内、制限内（最低制限価格と同様に計算した数値（基準数値）以上、予定価格以内）の最低入札価格

※低入札価格調査制度の導入に伴い、調査基準価格が設定されたことによる。

## 2 施行期日

令和4年4月1日

※上記改正内容の適用は、令和4年4月1日以降の公告案件からとなります。

## 3 その他

低入札価格調査制度については、別途お知らせする「新潟市水道局低入札価格調査実施要領」を参照ください。

新潟市水道局 総務部 技術管理室

〒951-8560 新潟市中央区関屋下川原町1丁目3-3

TEL 025-232-7291 (ダイヤルイン)

FAX 025-230-8705

E-mail gijyutsu.ws@city.niigata.lg.jp